

## 会津若松市奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(令和5年6月1日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、本市の将来を担う若者の本市への移住・定住を促進するため、県外から本市に移住し、市内事業所等へ就業する者で、大学等在学中に奨学金の貸与を受けていた者の当該奨学金の返還に要する経費に対し、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号）その他法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で会津若松市奨学金返還支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条第2項に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)、同法第108条第2項に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校、及び同法第124条に規定する専修学校をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金及び第二種奨学金、都道府県、市町村が設ける貸与型奨学金、生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)その他市長が認める奨学金をいう。
- (3) 市内事業所等 会津若松市内に所在する本社又は支社、支店、工場等のうち本社を市内に有する事業所等をいう。ただし、次に掲げる事業所等を除く。
  - ア 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業に該当する事業所
  - イ 会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第4号）に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）が役員となっている事業所
  - ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する事業所
  - エ その他市長が適当でないと認める事業所
- (4) 移住 令和5年4月1日以降に福島県外から本市に転入し、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠に移すことをいう。
- (5) 定住 会津若松市に移住した日から5年以上継続して市内に居住する意思を有し、本市に住民登録があり、当該住所地を生活の本拠としていることをいう。
- (6) 就業 次のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 市内事業所等に雇用され、その雇用形態が次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当する場合をいう。ただし、国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員（特別職の職員で非常勤のものを除く。）を除く。

- (ア) 週 20 時間以上の無期雇用契約であること。
- (イ) 就業してから5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- イ 会津若松市内で新規に起業し、開業の届出をしていること。
- ウ 会津若松市内で就農していること（将来的な就農のための研修等を含む。）。
- エ その他特別の事由により市長が特に認める者

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等を卒業又は修了し、在学期間中に前条第2号に規定する奨学金の貸与を受けた者
- (2) 大学等を卒業又は修了し、市内事業所等に就業している者
- (3) 大学等を卒業又は修了し、県外から移住した者
- (4) 第6条第2項の規定により補助金の交付対象者の認定に係る届出をする年度の末日時点における年齢が30歳以下の者
- (5) 第7条の規定による補助金の交付申請日において、移住日から起算して5年以上継続して本市に居住し、就業してから5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- (6) 日本国籍又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づく日本国の永住権を有していること。
- (7) 補助金の交付申請時において、奨学金の借入が終了し、かつ、奨学金の返還を行っている者又は補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する者
- (8) 暴力団若しくは暴力団等の反社会的勢力でないこと又はこれらと関係を有する者でないこと。
- (9) 市民税等の滞納がない者
- (10) 国、県その他の機関から類似の補助等を受けていないこと。
- (11) 申請初年度における交付申請の日において、この要綱に基づく補助金の交付をこれまで受けていないこと。

(補助の対象及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費は、第6条第1項の規定による届出を行う時点において返還が必要であることを市長が確認した奨学金であって、次条の支援対象期間内において返還を行った額とする。

- 2 補助金の額は、1月当たり15,000円を限度とする。ただし、奨学金の返還方法が月単位以外である場合その他特別な方法により返還している場合における1月分の奨学金の返還額の算定方法は、市長が別に定める。

(支援対象期間)

第5条 支援対象期間は、最初に補助金の交付を受けた年度から起算して5年を限度とする。ただし、補助金の交付を受けている者が第3条に規定する要件を満たさなかった場合は、その事由が発生した日が属する月以後の期間は、市長が特別な理由があると認めるときを除き、支援対象としないものとする。

(対象者の登録届出)

第6条 補助金の交付を申請する者は、次項に規定する期間内であって、かつ、本市に転入した日からおおむね3月以内に、会津若松市奨学金償還支援事業補助金交付対象者登録届出書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に届け出しなければならない。

- (1) 大学等の卒業証明書又は大学等を卒業したことを証する書類
- (2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するものの写し

2 交付対象者の登録届出の受付期間は、次の表に掲げる期間とする。

初めて交付申請する奨学金返還期間	交付対象者届出受付期間
上半期(4月1日から9月30日までの分)	4月1日から9月30日まで
下半期(10月1日から3月31日までの分)	10月1日から3月31日まで

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請する者は、第3条の要件を満たし、第3項に規定するそれぞれの受付期間毎に、会津若松市奨学金返還支援事業補助金交付申請書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金返還額等を証する書類
- (2) 奨学金の借入残高を証するもの
- (3) 住民票謄本の写し
- (4) 納税証明書等、市民税の滞納がないことを証する書類
- (5) 就業証明書(第3号様式)又は市内で新規に起業したことが確認できる資料若しくは就農していることが確認できる資料
- (6) 個人情報取扱いに関する同意書(第4号様式)
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号の書類のうち市長が当該事項について公簿等により確認できる場合は、添付を省略させることができる。

3 補助金の交付申請の期間は、次の表に掲げる期間とする。

交付申請する奨学金返還期間	交付申請受付期間
上半期(4月1日から9月30日までの分)	10月1日から2月1日まで
下半期(10月1日から3月31日までの分)	4月1日から8月1日まで

(期間の算定方法)

第8条 定住期間の算定に当たっては、本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とした日を期間算定の初日とする。この場合において、定住の要件を満たさない月に1月に満たない端数を生じたときは、その日数が15日未満のときはこれを切り捨て、15日以上ときは、1月として計算する。

2 就業期間の算定に当たっては、市内事業所等に就業した日を期間算定の初日とする。この場合において、1事業所での就業につき就業月及び離職月に1月に満たない端数を生じたときは、前項に準じて計算する。

3 補助金の額を算出する際に、第1項の定住期間と前項の就業期間が相違する場合であって、前2項の規定による期間の算定をした場合、いずれかの期間が1月に満

たないこととなる場合においては、その月は、期間算定の対象としないものとする。

(補助金交付決定等)

第9条 市長は、第6条第3項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査した上で、補助金の交付の可否を決定し、その旨を会津若松市奨学金返還支援事業補助金交付決定通知書(第5号様式)により当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 市長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、補助金を交付しないものとする。

(1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合

(2) その他市長が補助金を交付することが不相当と認めた場合

(補助金の交付)

第10条 交付決定者は、前条第1項の決定に係る補助金を請求するときは、会津若松市奨学金返還支援事業補助金請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受領後、速やかに、交付決定者に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第11条 交付決定者が、第9条第3項の規定により補助金の交付決定を取り消された場合において、既に交付済みの補助金があるときは、市長は、当該交付済額の返還を求めるものとする。

(調査への協力)

第12条 市長は、交付決定者が補助金を受けた後において、交付決定者の定住及び就業状況等に関して調査することができる。

2 交付決定者は、前項の調査に協力しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日以降に本市に移住をした者について適用する。